

1. 法人税

❖ 2021年にCovid-19の影響を受けている人民及び企業への減免税政策

Covid-19の影響を受けている人民及び企業への支援の為に、免税、減税の解決法の一部に対する首相の結論について、2021年8月5日付けで、政府事務所は通知・第209/TB-VPCP号を発行しました。

それによると、政府は2021年8月4日の会議において財務省が提出したCovid-19の影響を受けている人民及び企業への支援の為に、免税、減税の解決法につき合意しました。

以下のものが提出されました。法人税の納付額の30%を減少。個人事業主への第3四半期、第4四半期における納税額の50%の減少。多大な影響を受けている一部の業界に属する企業に対する付加価値税の30%の減少、等。免税、減税政策は2021年中に実施、適用される予定です。

2021年8月10日以前にCovid-19の影響を受けている人民及び企業へのタイムリーな支援の為に、政府に提出する土地賃貸料、減税政策についての具体的な提案内容を完成させる為、財務省は関係当事者の評価意見を総括する必要があります。

政府のCovid-19の影響を受けている人民及び企業への支援政策の具体的な内容は次回のニュースレターでアップデート致します。

2. 付加価値税

❖ 新設立の事業所の付加価値税の還付

2021年7月5日、ハノイ市税務局は新設立の事業所の付加価値税の還付案内についてのオフィシャルレター・第24787/CTHN-TTHT号を回答しました。

会社が控除方法での付加価値税の納税を登記し、投資段階にあり、まだ活動していない、事業登記を実施した投資プロジェクトからの新設立の事業所である場合、1年以上の投資期間であれば、年々投資に利用した商品、サービスの付加価値税を還付することができます。2016年8月12日付け財務省発行の通達・第130/2016/TT-BTC号の第1条3項C号で案内されているケースは除きます。投資に利用した仕入付加価値税の累計額が300,000,000ドン以上であれば、還付することができます。付加価値税が還付できる投資プロジェ

クトは投資に関する法律規定に従った投資プロジェクトになります。

会社の投資プロジェクトが投資登記証明書の内容と比較して進捗が遅れている場合、投資に関する法律規定に従って、投資登記証明書の調整手続きを実施する責任を負い、案内を受けるため、会社が管轄機へ連絡することを提案します。

会社は税務機関に提出した税務申告書類に誤りを発見した場合、2019年6月13日付けの税務管理法・第38/2019/QH14号の第47条及び2020年10月19日付けの政府の政令・第126/2020/ND-CP号の第7条4項に従って、税務申告書類を補足申告します。

❖ 輸入医療機器に対する付加価値税

輸入医療機器に対する付加価値税政策の適用について、2021年8月18日付、税関総局はオフィシャルレター・第4069/TCHQ-TXNK号を発行しました。

会社は輸入許可書、もしくは流通許可書、もしくは医療に関する法律の規定の基準に従って公布される書類の受領書、もしくは2018年5月15日付けの保健省発行の通達・第14/2018/TT-BYT号と一緒に発行された専門管理の対象となる医療機器に属しベトナムでの輸出入商品リストに従って保健省が商品コードを確認する規定を満たした場合、付加価値税は税率5%が適用されます。

3. 個人所得税

❖ 居住対象証明

個人所得税政策について、2021年7月14日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター・第27134/CTHN-TTHT号を回答しました。

ベトナム人である個人が、居住に関する法律規定（ベトナムでの恒常的な住居があり、居住に関する法律規定に従い常駐居住登録がある）に従ってベトナムでの恒常的な住居があり、会社により海外で働く為に赴任しているが、実際は課税年間において183日間未満しかベトナムに滞在していない場合

- 個人は他の国での居住者であることを証明できない場合、ベトナムでの居住対象になります。個人は居住者に適用する累進課税表により、ベトナムで発生する所得及びベトナム国

外で発生する所得（あれば）を申告する責任を負います。

- 個人は他の国での居住者であることを証明できる場合、ベトナムでの非居住対象になり、非居住者に適用する一律課税表により、ベトナムで発生する所得（所得を支払うところ及び所得を受け取ることを区別しない）に対する個人所得税を申告します。

他の国での居住対象の証明は**居住証明書**を根拠とします。個人がベトナムと税務協定を締結した国または地域に属し、居住証明書を発給する規定がない場合、滞在期間を証明する為、旅券の写しを提出します。

4. 輸出入税

❖ 加工施設がない輸入商品の輸出入税

2021年8月17日、税関総局は、加工するために輸入したが加工施設がない輸入商品に対する税制度を案内するオフィシャルレター・第4065/TCHQ-TXNK号を回答しました。

加工施設がまだない会社の場合、政令・第18/2021/ND-CP号の第1条4項が修正、補足された政令・第134/2016/ND-CP号の第10条2項に規定する条件（納税者が輸出品に対するベトナム領土での加工施設及び機械、設備に対する所有権又は使用権を持つ）を満たしていません。それ故、会社が外国商人へ加工をするための輸入商品は免税条件を満たしていません。

5. インボイス

❖ 債権の売買活動に対するインボイスの発行

2021年7月22日付、ハノイ税務局は債権の売買活動に対するインボイスの発行について、以下の様なオフィシャルレター・第28463/CTHN-TTHT号を発行しました。

債権の売買領域（関連する法律の規定に見合う経営分野）で経営し、顧客の売掛債権項目を購入することが発生した会社の場合、債権売買活動は、2013年12月31日付け、財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号の第4条8項の規定に従って、付加価値税を納付しない対象に属します。会社が付加価値税を納付しない対象に属する商品、サービスの販売税を控除方式で納税をする場合、VATインボイスを使用し、VATインボイス上には販売価格欄に精算価格のみ記載し、2014年3月31日付け、財務省の通達・第39/2014/TT-BTC号の付録4の2項2.1号にある規定に従って、税率欄、付加価値税額は不記載及び線で削除します。

6. 労働

❖ 組合費支払い免除対象の追加

2021年8月10日、ベトナム労働総組合は組合費支払い免除対象の追加についてのオフィシャルレター・第2475/TLD号を発行しました。

組合員を支援するために、2021年7月16日付、12期のベトナムの労働総組合の委員会発行の議決・第12/NQ-BCH号を根拠として、Covid-19の影響を受けている団員と困難を共有し続けるように、をベトナムの労働総組合は以下のように決めます。

第一に、組合費の免除の対象を追加すること。地域最低賃金より低い給料を支払う企業、施設で働く組合員に対しては、この給料が受けられる期間は組合費が免除されます。

第二に、Covid-19感染症の影響を受ける組合費の支払い免除は2021年5月1日から2021年12月31日まで適用されます。

❖ 労働者の天災予防基金に支払う金額が減少されます。

2021年8月1日、政府は天災予防基金の設立及び管理についての政令・第78/2021/ND-CP号を発行しました。本政令は2021年9月15日より有効となり、及び2014年10月17日付、政府発行の天災予防基金の設立又は管理についての政令・第94/2014/ND-CP号と替わります。それにより、政令・第78/2021/ND-CP号には、以下のような特記すべき変更点があります。

- 労働契約書により労働している労働者で労働契約書に従って、**地域最低賃金の二分の一に相当する金額を当月の実労働日数で割った額**を支払います。複数の会社と労働契約書を締結する労働者は、労働契約期間が最長の労働契約に対しての1回のみ支払えばよいです。以前の政令・第94/2014/号に規定されていた支払い額は地域最低賃金の1日分の給与/人/年でした。
- その他の労働者は **10,000 ドン/人/年**を支払います。以前の政令・第94/2014号に規定されていた金額は15,000 ドン/人/年でした。

❖ 企業において「三つの場に留まる」を実行している労働者、組合員に対する食事の支援

2021年8月24日、ベトナム労働総組合は、首相の指示・第16/CT-TT号に従って社会隔離を実現する地域に位置する企業で「三つの場に留まる」を実行している労働者、組合員に対する食事の支援についての決定・第3089/QD-TLD号を発行しました。

これによると、組合費を納付する会社で、生産のために「三つの場に留まる」を実行している企業の労働者、組合員に対して **100 万ドン/人** を一回限りで支援します。

基礎組合は、直轄する上層の基礎組合が経費を確定、支給するために、生産が維持できるように「三つの場に留まる」を実行する企業の組合員、労働者の人数を報告します。

組合費を納付しているにもかかわらず、基礎組合をまだ設立していない場合、直轄する上層の基礎組合は、生産が維持できるように「三つの場に留まる」を実行している労働者、組合員の人数を、当該企業とともに、チェック、確定をします。

決定・第 3089/QD-TLD 号は 2021 年 8 月 24 日より有効として支援を実施するのは本決定が発効する時点からとします。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6階、603室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。